

国名	アイルランド
公的年金の体系 保険料財源 税財源 企業・個人年金	
被保険者	被用者、自営業者は強制加入 強制加入に該当しない66歳未満の者は任意加入できる。
保険料率（2018年）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料 (PRSI) を社会保険基金 (SIF) に支払う。 ・ 保険料は、老齢年金だけでなく、失業、遺族、障害、傷病、出産、労働災害等の社会保障給付に対するものが含まれている。 ・ 15歳未満、67歳以上は保険料免除。 <p>【被用者】 週給€352未満の場合、被用者負担無し、事業主負担8.6% 週給€352以上€376未満の場合、被用者負担4%、事業主負担8.6% 週給€376以上の場合、被用者負担4%、事業主負担10.85%</p> <p>【自営業者】 週所得€500以上の場合、4%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者には保険料クレジットにより負担が軽減される。
支給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 66歳以降、拠出制年金か無拠出制年金が支給される。2021年に67歳、2028年に68歳に引き上げられる予定。 ・ 繰り上げ、繰り下げ受給はできない。
基本給付額（2018年）	<p>【拠出制国民年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額給付。拠出制年金及びつなぎ年金ともに年平均就労期間が48単位以上の場合に満額（週€238.30）支給。拠出制年金の給付は6段階の金額となっている。 ・ 66歳未満の被扶養者がいる場合は最大€158.80、66歳以上の被扶養者がいる場合は最大€213.50の加算がつく。 ・ 80歳以上の者、単身受給者には加算あり。 <p>【無拠出制国民年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額給付。満額は80歳未満週€232.00、80歳以上€242.00。収入に応じて週€2.50刻みで減額。 ・ 65歳以下の被扶養者がいる場合、収入に応じて最大週€153.30の加算がつく。66歳以上の被扶養者は個人単位で無拠出制年金を受給する。
給付の構造	<p>【拠出制国民年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低要件は、遅くとも56歳までに拠出歴があること、520週（10年）の保険料納付済期間があること、年平均10単位の保険料納付済期間があることであり、退職している必要はない。 ・ 満額受給の要件は、社会保険料を支払い始めてから66歳になるまでの全期間年平均48週以上保険料を納付しているか、あるいは、被用者として保険料を全額納付した期間に関して年平均48週以上保険料を納付していること。 ・ 所得代替率は、35%を維持することが目指されている。 <p>【無拠出制国民年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠出制国民年金を受給する事が出来ない場合に受給できる。 ・ 受給には資産調査がある。資産調査にあたって、週€200までの勤労収入は控除される。€20,000までの貯金は認められる。

所得再分配	被用者の支払う保険料は報酬比例なのに対して、拠出制年金は定額給付となっている点で所得再分配が行われている。
公的年金の財政方式	拠出制国民年金は賦課方式。一部事前積立が行われている。 無拠出制国民年金は全額税方式。
国庫負担	会計上の不足分及び無拠出制国民年金の全額を国庫負担。
年金制度における最低保障	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠出制年金は、年平均拠出期間が10－14週の場合の週€95.20が最低額。 ・ 無拠出制年金の満額は80歳未満で週€232，80歳以上で€242。
無年金者への措置	拠出制年金を受給していない66歳以上の者に資力調査付きの無拠出制年金が支給される。
公的年金と私的年金	強制加入の報酬比例の年金がないため、私的年金への加入を促進している。私的年金の保険料や給付に関する税制上の優遇措置，私的年金への政府による規制がある。
国民への個人年金情報の提供	年金局ホームページ上での年金計算サービス，啓発キャンペーン等を実施。年金や投資学習を教育制度に正式に組み込むことを進めている。

アイルランドの年金制度

四方理人（関西学院大学総合政策学部准教授）

1. 制度の特色

アイルランドの公的年金制度は、拠出制年金（State Pension (Contributory)）と無拠出制年金（State Pension (Non-Contributory)）から成る国民年金で構成されている。これらは一階部分にあたるもので、強制加入の報酬比例に該当する公的年金をもたないことが大きな特色となっている。公的年金を上まわる部分については、企業年金や個人年金などの各種私的年金に加入することとなる。

拠出制年金は66歳から支給される。保険料は賃金や事業収入に対して一定の料率をかけて拠出する。給付を得るための最低加入期間の要件はあるが、給付は定額で、保険料の年平均拠出期間に基づいて6段階の額が設定されている。拠出制年金を受給できない者や低年金者は66歳から無拠出制年金が支給される。この年金を受給するためにはミーンズテストが課される。

二階部分にあたる企業年金の設立は事業主の任意だが、2003年以降、それをもたない企業は労働者に対して、退職金のための個人口座（Personal Retirement Savings Account, PRSA）を提供しなければならなくなった。

2. 沿革

アイルランドの公的年金制度は、1908年に創設された老齢年金（Old Age Pension、現在の無拠出制の国民年金に該当）が最初であり、資力調査付きのものであった。つづいて、1935年に寡婦年金と遺児年金がつけられた。また、それまで個別の制度であった年金、医療、失業保険は、包括した社会保障制度としてまとめられ、現在もその体系を維持している。

公的年金制度の中核である拠出制の老齢拠出年金（Old Age Contributory Pension）は、1961年に導入された。受給開始年齢は当初70歳以上に限定されていたが、徐々に短縮され現在では66歳となっている。1970年には、退職年金（Retirement Pension）が創設され、退職から老齢年金支給開始まで（65歳

から70歳まで）の期間に限定した所得保障として位置づけられた。なお、1979年に保険料の徴収方法が定額負担から報酬比例に改められた。

1988年に自営業者が強制加入となり、1991年にパートタイム労働者も適用対象となることで、公的年金のカバレッジ（適用率）が拡大した。1995年以降、新規加入の公務員も拠出制の国民年金に加入することになり、職域年金部分も統合されることになった。

3. 制度体系の概要

【被保険者】

アイルランドの社会保険制度は、老齢年金を含め、失業、遺族、障害、傷病、出産、労働災害等の給付があり、それらに対する包括的な保険料（Pay Related Social Insurance, PRSI）を社会保険基金（Social Insurance Fund, SIF）に支払う。PRSIの納付義務が課される者が年金制度にも加入することになる。被保険者は、職業や雇用形態により9カテゴリーにわかれており（Class A, B, C, D, H, J, K, M, S）、保険料負担はそれぞれに異なっている。例えば、週€38以上の賃金を得ている被用者はClass Aとなる。

一定以下の収入の者や、15歳未満、67歳以上は保険料の支払いが免除される。PRSIの強制加入に該当しない66歳未満の者は、年金給付のための要件を満たすために任意加入することができる。

【保険料】

PRSIの保険料率はカテゴリーごとに異なっている。例えばClass Aに属する被用者では、①賃金が週€352以下の場合、被用者負担は無く、事業主のみが8.6%、②賃金が週€352超€376以下の場合、被用者負担が4%、事業主負担が8.6%、③賃金が週€376超の場合、被用者分は②と同様に4%であるが、事業主負担については10.85%となる。

一般の被用者とは異なる体系での保険料負担をしていた自営業者、公務員に対しても2013年より収入に対して4%の保険料率でPRSIの保険料を課することとなった。また、2014年より、非勤労収入（家賃収入、利子収入等）にも4%の保険料を課することとなった。

2016年に導入された保険料クレジット（PRSI credit）により、低所得者の保険料が軽減される。

保険料の被用者負担が生じる€352以上€424までの週当たり賃金の場合に、最大€12分が保険料から控除される。

【育児介護期間等への配慮】

育児等の期間がある者の年金額が不利にならないよう、1994年にホームメーカー制度 (Homemaker's Scheme) が導入され、12歳未満の子の育児、子どもや成人の介助、看護、介護を行うために一時的に有償労働に従事していない(就労収入がある場合は週€38未満) 期間について、20年間を上限に年金額の算定から除外し、年平均拠出期間が短くならないようにしている。

【支給開始年齢】

65歳から66歳までの間支給されていた「つなぎ年金 (State pension (Transition))」が2014年に廃止されたことで、公的年金の支給開始年齢は66歳となった。さらに、2021年に67歳、2028年に68歳まで引き上げられる予定となっている。年金受給者ひとりあたりを現役世代の何人で支えるかについて、66歳支給開始の場合、2035年に2.9人、2055年には2.0人となること、68歳まで引き上げることで、その数値はそれぞれ3.4人、2.3人に改善されると予測されている (DEASP 2017a)。

なお、公的年金の繰り上げ、繰り下げ受給はできない。

【拠出制年金の給付の要件、年金額】

拠出制年金の受給要件は、まず、①遅くとも支給開始年齢の10年前(56歳)までに、保険料の納付実績がなければならない。次に、②520週(10年)以上の保険料の納付済期間が必要となる。このうち、任意加入での保険料納付期間は260週以下でなければならない。さらに、③各年の平均拠出期間が問われ、各年平均で10週の保険料拠出期間があることが条件となる。

拠出制国民年金の満額を受給するためには、年平均拠出期間が48週以上必要となり、その額は週€238.30となる。年平均拠出期間が40~47週で週€233.60、30~39週で週€214.20、20~29週で週€202.80、15~19週で週€155.20、10~14週で週€95.20が支給される。80歳以上の場合、週€10.00の加算がつく。また、66歳未満の被扶養配偶者(週所得€310未満)がいる場合は最大€158.80、66歳以

上の場合には最大€213.50の加算がつく。加算額は本人の保険料の年平均拠出期間に応じて減額される。

【無拠出制年金の給付の要件、年金額】

66歳以上で拠出制年金を受給していない者や低年金の者は、資力調査付きの無拠出制年金を受給できる。資力調査では、基本控除額が週€30となり、勤労収入がある場合は週€200まで控除される。また、€20,000までの資産は認められる。

満額は80歳未満で週€232、80歳以上で週€242となり、収入に応じて週€2.50刻みで減額される。66歳未満の被扶養者がいる場合、最大で週€153.30の加算がつく。66歳以上の被扶養者については加算の対象にはならず、個人単位で無拠出制年金を受給できる。

【高齢者への諸手当】

高齢者に対して各種の補足給付が支給される。66歳以上の単身者には週€9の単身手当がつき、光熱費や電話代などに対する各種の手当があり、年金受給者は資産調査無しで受給できる。

【企業年金・個人年金】

強制加入の報酬比例の年金がないため、政府は私的年金への加入を促進している。国民年金政策構想 (NPPI) は1998年に、企業年金のカバレッジを70%に引き上げることを目標とし (NPPI 1998)、私的年金への税制上の優遇等が制度化されているにもかかわらず、民間企業の被用者の35%の加入率にとどまっている (Government of Ireland 2018)。私的年金への加入率に関して、アイルランドではとりわけ、ジェンダーによる差や雇用形態による差が大きいことが指摘されている。男女間のカバレッジの差 (男性46.0%、女性35.7%) は10.3%ポイントにのぼり、また、フルタイム労働者 (47.2%) とパートタイム労働者 (21.8%) との差は25.4%ポイントにも及ぶ (OECD 2013)。

私的年金の保険料や給付に関しては、税制上の優遇措置、私的年金への政府による規制がある。企業年金の設立は任意だが、企業年金がない場合、事業主は退職金のための個人口座 (Personal Retirement Savings Account, PRSA) を提供しなければならない (2003年から)。

近年の企業年金の特徴として、かつては確定給付型が主流だったが、現在では新規加入者に関しては

確定拠出型が増加しており、運用の責任が企業から労働者へ移行する傾向にある（DSAF 2007）。加入者全体の90年代以降の傾向をみると、確定給付年金は漸増傾向にあったが、2006年をピークに減少に転じ、一方で増加傾向にある確定拠出年金の加入者が2007年には確定給付年金の数を上回るに至っている（OECD 2013）。総資産額は確定給付が621億4600万ユーロ（2015年）から、614億6500万ユーロに減少している（OECD 2017）。

4. 給付算定方式、スライド方式

アイルランドでは、公的年金の給付水準を大幅に引き上げることで、2004年から2008年の間で65歳以上のEU基準（EU-SILC）の貧困率を27%から11%に低下させた。2016年は9%まで低下している。年金額の設定にあたって貧困線を指標としているのではないが、今後も同水準の公的年金を維持することで貧困を防止するとしている（DSFA 2010）。また、年金以外の高齢者への各種補足給付のうち、とりわけ資産調査の無い単身者給付があることで、高齢単身者の貧困率を低下させているとの指摘もある（Meaney, 2014）。

一方で、年金額に法定のスライド改定がなく、毎年の財政・経済状況を考慮して改定されている。2004年から2009年にかけて、拠出制年金は38%増、無拠出制年金は42%増と、物価や賃金の伸びを上回る上昇率であったが（DSFA 2010）、2009年以降引き上げが停止されている。

年金の水準に関しては、「国民年金政策構想（National Pensions Policy Initiative, NPPI）」の1998年の報告書において、平均賃金の34%を適切な水準と提言したが、2006年の段階ですでに約35%に達し（DSFA 2007）、今後もこの水準（35%）を維持することが目指された（DSFA 2007）。最新の2018年から2023年までの5年間の目標値は、34%の水準に設定された（Government of Ireland 2018）。

5. 負担・財源

国民年金の財源は、事業主、被用者・自営業者の保険料（PRSI）と国庫補助で構成される社会保険基金（SIF）から支出される。支出に対する不足分が国庫補助で補填される仕組みとなっている。

2016年の拠出制年金の総額は€61.1億、無拠出制年金は€9.8億となっている（DEASP 2017）。2016年の公的年金の総費用は対GDP比の4.9%と、OECD平均8.2%を下回る規模にある（OECD 2017）。近年、社会保険基金に関しては、2008年から2015年までは赤字となっており、2010年には€27.5億が国庫から補填された（DEASP 2017a）。2016年は9年ぶりに黒字となった。ただし、長期的には再び赤字傾向となり、2025年には€17億、2035年には€56億、2045年には€114億が不足すると予測されている（DEASP 2017b）。

6. 財政方式、積立金の管理運用

公的年金は賦課方式で運営されているが、将来の人口高齢化を見越し、社会保険基金とは独立した形で部分的な積立制度を導入し、積立金の積極的な運用が進められた。2001年に国民年金積立基金（National Pensions Reserve Fund, NPRF）が設立され、毎年GNPの1%規模での積み増しと運用が行われた。積立金は賦課方式の年金の補助財源として2025年まで支払いをせず、2025年から2055年にかけて引き出すことが決められた。

しかし、2008年の金融危機により大手銀行への資本増強の必要性が生じ、そのための資金70億ユーロを基金から引き出すことを決めた。基金の目的外使用は、法律改正（2009年）の手順を踏んで実施された（NPRF 2012, 野村2009）。

NPRFの積立金は、金融危機により2008年はマイナス30.4%の損失が生じた。その結果、収益率は2001年から2007年までは年平均6.1%であったが、2008年まででは0.5%にまで落ち込んだ（NPRF, 2009）。その後、収益率は回復し、最終年である2014年は11.4%となり、2001年から2014年までの年平均収益率は4.0%であった（NPRF, 2015）。

NPRFは2014年12月で終了し、NPRFの財務省による直接運用部分（€136億）は引き続き財務省が運用し、その自主運用部分は、新設されたアイルランド戦略的投資基金（Ireland Strategic Investment fund, ISIF）に引き継がれた。ISIF分の基金は、アイルランド国内企業や国内事業に投資され、雇用創出や企業育成等の経済効果をもたらすことが目指されている。2014年時点で総額€72億の基金は、2017

年時点で€87億となっている (ISIF 2017)。

7. 制度の企画, 運営体制

公的年金の管轄は雇用・社会保護省 (Department of Employment Affairs and Social Protection) である。社会保護省 (Department of Social Protection) が2012年以降は社会福祉・家族省 (Department of Social and Family Affairs) に、2017年9月よりDEASPに組織変更している。企業年金は年金局 (Pensions Authority) が監督機関となり、同局は雇用・社会保護省への助言や年金加入者への情報提供も行う。2014年3月より、Pension Boardから組織替えされた。

8. 最近の議論や検討の動向, 課題

アイルランドは、他の先進諸国と同様に人口構造の高齢化とともに、とりわけ2008年の金融危機で深刻な経済的打撃を受けたこともあり、公的年金の持続可能性を高めるための制度改革が検討されている。

2007年に緑書 (The Green Paper on Pensions) が刊行され、その後、具体的な改革のターゲットと行程表が、「国民年金構想」 (National Pensions Framework) として2010年に発表され、改革が実施されている。2018年3月に「2018年から2023年までの年金改革の指針」 (Roadmap for Pensions Reform 2018-2023) が発表された。

近時の年金改革については、まず、支給開始年齢は2014年につなぎ年金を廃止することで、65歳から66歳支給開始となり、さらに、2021年に67歳、2028年に68歳への引き上げが決まっている。

また、負担と給付の関係について、より公平性を高めるために、年金額の算定方式の変更が予定されている。アイルランドの拠出制の年金額は、保険料の拠出期間の総計ではなく、年平均の拠出期間によって決定されるという独特の仕組みになっている。そのため、総拠出期間が短くとも、年平均の拠出期間が長くなる場合には、総拠出期間が長い人よりも高い年金額が支給される場合がある。現行制度では、高い年金額を受給するには、長期間保険料を拠出することよりも、各年に空白期間がないことがより重要になっている。この点を改善するために、2020年から総拠出制 (Total Contributions Approach

(TCA) への転換が予定されている。2020年以降、満額受給に必要な拠出期間を年平均48週から総計40年に引き上げる予定となっている (Government of Ireland 2018)。

改革の第1段階として、2012年からは拠出制年金の受給に必要な最低拠出期間が260週 (5年) から520週 (10年) に引き上げられた。満額受給に満たない者は8%~13%の減額となった (DEASP 2018a)。この制度改革は男性よりも女性に影響が大きく、この点を改善するために、2018年3月30日より、ケアクレジット (HomeCaring Credit) が先行実施されることとなった。ケアクレジットは既存のホームメーカー制度 (Homemaker's Scheme) が制度導入後の期間 (1994年4月以降) のみを対象としていたのに対し、期間の制限なく適用される。ケアクレジットの要件に該当する期間を拠出期間にプラスして総拠出制により算出した年金額が、現状の平均拠出期間により算出された年金額を上回る場合に、増額した年金を支給する。2018年3月30日以降の年金に適用され、2019年から遡及して支給されることが2018年1月に決定した。新算定方法で減額となる場合は、従来通りの金額の年金が支給される。

また、「2018年から2023年までの年金改革の指針」では、2022年までに、被用者が強制加入となる強制貯蓄制度の創設を予定しており、職域部分の年金の加入率が低位にとどまっている問題の改善が目指されている。

.....

主な参考文献

DEASP (Department of Employment Affairs and Social Protection), 2018a, "Policy Options Report on 2012 Rate Band Issues with the State Pension Contributory."

DEASP, 2018b, "State Pension Contributory New Total Contributions Approach with HomeCaring Credit Detailed Questions and Answers."

DEASP, 2017a, *Actuarial Review of the Social Insurance Fund 2015*.

DEASP, 2017b, *Statistical Information on Social Welfare Services - Annual Report 2016*.

DSFA (Department of Social and Family Affairs), 2010, *National Pensions Framework*.

DSFA, 2007, *Green Paper on Pensions*.

DSP, 2012, *Actuarial Review of the Social Insurance Fund 2010*.

Government of Ireland, 2018, *Pensions Roadmap 2018-2023*.

ISIF (Ireland Strategic Investment Fund), 2017, *Economic Impact Report*.

Meaney, Kevin., 2014, "Expenditure Review of State Pension and Related Supplementary Benefit Schemes: Irish Government Economic and Evaluation Service", *Department of Public Expenditure & Reform Staff Paper 2014*.

(<http://igees.gov.ie/wp-content/uploads/2014/11/Expenditure-Review-of-State-Pension-and-Related-Supplementary-Benefit-Schemes.pdf>)

NPPI (National Pensions Policy Initiative), 1998, *Securing Retirement Income*.

NPRF (National Pensions Reserve Fund), 2013, *Annual Report and Financial Statements 2012*.

NPRF, 2015, *Annual Report and Financial Statements 2014*.

NPRF, 2012, *Annual Report and Financial Statements 2011*.

NPRF, 2009, *Annual Report and Financial Statements 2008*.

OECD, 2017, *OECD Pensions at a Glance 2017*.

OECD, 2015, *OECD Pensions at a Glance 2015*.

OECD, 2014, *Review of the Irish Pension Systems*.

OECD, 2013, *Review of the Irish Pension Systems*.

野村亜紀子2009「アイルランドの公的年金積立金による金融機関救済策への資金提供」『資本市場クォーターリ』2009Winter。

ウェブサイト

Citizens Information Board (市民情報局), <http://www.citizensinformation.ie/en/>

Department of Employment Affairs and Social Protection (雇用・社会保護省), <https://www.welfare.ie/en/Pages/home.aspx>

European Commission (欧州委員会), <http://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=858&langId=en>

Pensions Authority (年金局), <https://www.pensionsauthority.ie/en/>

Ireland Strategic Investment fund (アイルランド戦略的投資基金), <http://isif.ie/>